



# 大和高田市地域防災計画

## 第2節

# 災害時職員初動マニュアル

(全部局)

## 第2節 災害時職員初動マニュアル

### 第1 定義

このマニュアルは、職員が風水害、地震等の災害発生時直後の初動体制の確立および災害に迅速に対応するため、災害初動期に実施すべきことを定めています。

このマニュアルは、「大和高田市地域防災計画」の資料編の一部として、市の災害対策本部等の業務と職員の任務について明記しています。これにより職員に、震災時の登庁から初動の一連の流れを容易にすることを目的としています。

### 第2 災害時の職員の心構え

大規模災害の発生時、災害に対し市職員は、全力対応する必要があります。なお、災害対応は、住民の命や生活を守るために有効かつ適切なものが求められます。災害対応の当初においては、早期の災害対策本部の設置、被災情報の収集、避難所の開設等が不可欠で、災害対応の成否を左右するものです。これらは職員による迅速な初動対応により成り立ちます。

災害はいつ起きるかわかりません。災害に際し職員はいつであろうと対応しなければなりません。このため、全職員は災害への心構えを持ち、体制の整備に努める必要があります。

「災害時、全職員が防災職員」の認識の下、このマニュアルを平素から職員一人一人が携行し、良く確認し、理解し災害時に迷わず行動し、住民の命や生活を守るように努めてください。

### 第3 組織

#### 1 本市の体制基準

本市は、本市地域に係る気象等災害情報に応じ、情報所、災害警戒本部、災害対策本部を開設し災害対応を行う。

予備動員数については、毎年度当初に組織改編・職員数の変動に応じ改正する。

##### (1) 各組織の設置基準

##### ア 情報所の設置基準

動員体制			参集基準		
			地震	風水害	
				気象現象	河川水位
情報所 態勢	先行 動員	危機管理課員×1 (必要により市民生活部長等含む)	1 県内の他市、あるいは災害協定締結自治体(都留市・長岡京市)において震度5弱以上が発生した場合	市域において大雨、洪水、暴風警報等が発表された場合	/
			2 内閣府から、「南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合」		

その他市長が必要と認めたとき。

体制は、必要に応じ、継続態勢、随時態勢のいずれかとする。

イ 災害警戒本部、災害対策本部の設置基準

災害対処態勢 (職員動員レベル)		設置基準			備考	
		地震	風水害			
			気象現象	河川水位		
【災害警戒本部】態勢 (本部長は副市長)	予備動員1 / 予備動員2 / 予備動員3	1 部長 2 危機管理室職員 3 その他必要な管理職 4 学校施設管理者(緊急避難場所開設に応じ) 5 年度当初に予備動員基準を示す。	1 震度4が発生した場合 ※ 地震情報の発表で自動発令 ※ 状況により震度3で参集あり 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合	1 大雨、洪水、暴風警報等が発表された場合 ※ 気象警報の発表で自動発令 ※ 状況により注意報段階での参集あり 2 集中豪雨、前線通過、台風等により災害の発生が予測される場合	高田川磐築橋観測所において《氾濫注意水位》に達した場合 ※ 河川水位の確認はサイト「奈良県河川情報システム」による。	1 予備動員1 自主避難施設を開設 (1) 総合福祉会館 (2) 葛城コミュニティセンター (3) 武道館 2 予備動員2 緊急避難場所の優先施設を追加開設 (1) 陵西小学校 (2) 文化会館 3 予備動員3 緊急避難場所の全施設を開設
	1号動員	1 全管理職 2 公共施設管理者(緊急避難場所以外)	震度5弱が発生した場合	大雨、暴風、洪水等により災害が発生した場合	高田川磐築橋観測所、葛城川曲川観測所又は曾我川曾我観測所において《避難判断水位》に達した場合 ※ 葛下川瓦口観測所も別途参考にする。	高齢者等避難の発令 ※ 各種情報を総合的に判断する。
	2号動員	係長級以上の職員	震度5強が発生した場合	相当規模の災害が発生した場合	高田川磐築橋観測所、葛城川曲川観測所又は曾我川曾我観測所において《氾濫危険水位》に達した場合 ※ 葛下川瓦口観測所も別途参考にする。	避難指示の発令 ※ 各種情報を総合的に判断する。
3号動員	全職員	震度6が発生した場合	大規模な災害が発生した場合	/	緊急安全確保の発令 ※ 各種情報を総合的に判断する。	

予備動員1：最小規模の災害警戒本部を編成するための動員（自主避難施設3ヶ所を開設）

予備動員2：指定緊急避難場所の優先施設を2ヶ所開設し、災害対応力を高めるための動員

予備動員3：風水害時の全ての指定緊急避難場所に職員を配置して、高齢者等避難に備えるための動員

状況により、随時動員として、必要な災害警戒本部の一部をもって調整会議を開き、予備動員の一部で対応する。

付 表

(令和7年6月)

部局名	予備動員		
	予備1	予備2	予備3
企画政策部	4名	4名	11名
未来まち局			
会計課			
議会事務局			
監査事務局			
広報広聴課	1名	1名	1名
総務部	6名	7名	17名
市民生活部	3名	3名	8名
危機管理室	7名	7名	8名
地域振興部	3名	5名	13名
福祉部	4名	5名	15名
保健部	5名	7名	15名
環境建設部	16名	16名	28名
教育部	4名	5名	13名
計	53名	60名	129名

(2) 編成表  
ア 情報所

計(名)
1

情報所

情報所	
所員	危機管理課員 1名

計（名）
61

## 災害警戒組織（予備①）



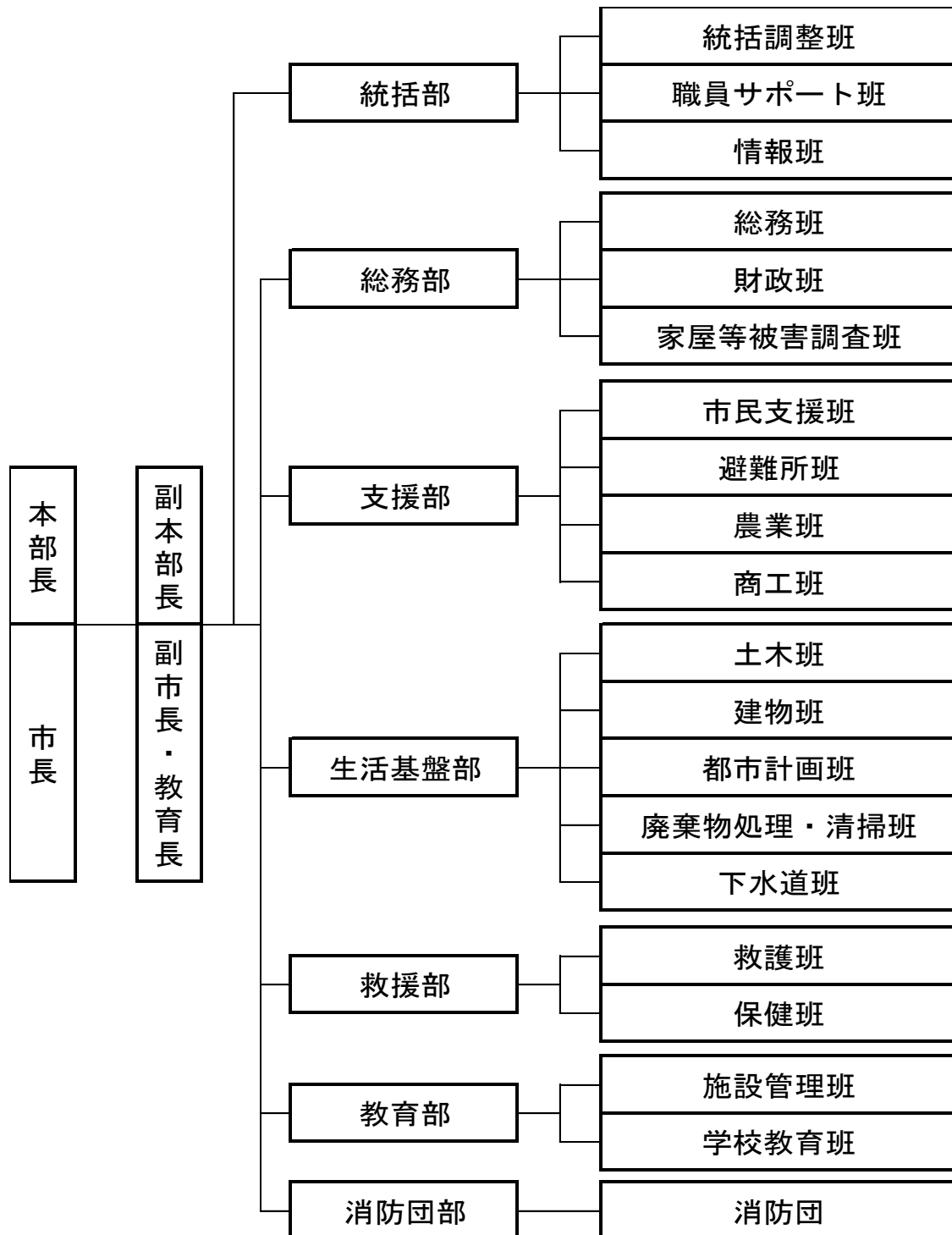
計(名)
68

## 災害警戒組織(予備②)





工 災害対策本部組織



## 2 各部等の所掌事務（災害対策本部）

※発災直後は、各部・班の所掌事務にかかわらず人命救助、避難所対応及び情報収集を最優先とする。

※本所掌事務のほか、各所管課は「所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事務」を行うものとする。

### (1) 災害対策組織設置時の各部等所掌事務

（令和7年6月）

部名称	班名称	所属課	区分	所掌事務
統括部 ◎市民生活部長 企画政策部長	統括調整班 ○危機管理課長 企画創生課長 秘書課長 法務課長	危機管理課 企画創生課 秘書課 法務課	本部事務	災害対策本部の運営及び総合調整に関すること。
				災害応急復旧に応じた動員の全般統制に関すること。
				災害対策本部会議の開催、運営及び庶務に関すること。
				本部長及び副本部長の秘書に関すること。
				本部長の指示、災害対策本部会議による決定事項等の伝達に関すること。
			災害救助法等の適用申請に関すること。	
			避難	避難指示等の発令に関すること。
				避難所の開設及び閉鎖の決定に関すること。
			関係機関等との調整	県との連絡調整に関すること。
				防災関係機関との連絡調整及び合同会議開催に関すること。
	災害応援要請に関すること。			
	激甚災害の指定等に関する要請及び陳情の調整に関すること。			
	情報伝達	所掌外事案の調整に関すること。		
		部内の統括及び連絡調整に関すること。		
	職員サポート班 ○人事課長	人事課	職員	職員の配備に関すること。
				職員の被災状況の把握に関すること。
				職員の健康管理、厚生及び給食に関すること。
			受援・応援	受援及び応援に関すること。
				災害関係職員、派遣団体の宿泊及び給与に関すること。
	情報班 ○広報広聴課長 生活安全課長 情報政策課長	広報広聴課 生活安全課 情報政策課	広報報道	災害広報活動に関すること。
報道機関との連絡及び相互協力に関すること。				
災害記録			災害統計の総括に関すること。	
			災害情報、安否情報等の収集及び伝達に関すること。	
			通信統制及び非常通信に関すること。	
			写真及び動画撮影による災害状況の収集及び記録に関すること。	
情報・通信			り災者の動態調査に関すること。	
			交通整理及び交通規制の連絡調整に関すること。 （警察等）	
所管施設対策	電子計算機及びICTシステム機能確保に関すること。			
	ネットワーク回線の機能確保に関すること。			
総務部 ◎総務部長 未来まちづくり局理事	総務班 ○総務課長 市民課長 未来まちづくり局課長 市民衛生課長	総務課 市民課 未来まちづくり局課 市民衛生課	公有財産	公有財産の状況把握及び統括に関すること。
				公有財産の被害調査及び応急復旧に関すること。
			輸送	公用車、燃料の状況把握及び統括に関すること。
				リース車両の手配に関すること。
			電話対応	電話の対応・取り次ぎ及び情報の引き継ぎに関すること。
総務	他の班に属さないこと。 部内の統括及び連絡調整に関すること。			



部名称	班名称	所属課	区分	所掌事務		
			ご遺体	死亡者の調査に関する事 身元不明死者の収容に関する事 遺体安置所の開設と安置に関する事 埋火葬の許可に関する事		
			仮設トイレ	仮設トイレの設置及び管理に関する事		
			廃棄物処理	し尿処理に関する事		
			防疫	防疫（消毒活動）実施に関する事		
			会計	災害対策関係の予算に関する事 災害対策関係の支払いに関する事 義援金及び見舞金の受入れに関する事 災害救助費の出納に関する事		
	財政班 ○財政課長 会計管理者	財政課 会計課	他班支援	市民支援班の応援に関する事		
			家屋等被害調査班 ○税務課長 収納対策課長	税務課 収納対策課	住家	住家の被害認定調査に関する事 住家の被害認定に関する事 り災証明に関する事 り災者の市税の納税猶予及び減免の調査に関する事
	調整	関係機関との連絡調整に関する事				
	支援部 ◎地域振興部長 議会議務局長	市民支援班 ○まち振興課長 議会議務課長 契約監理課長 選挙管理委員会 事務局長 保険医療課長			まち振興課 議会議務局 契約監理課 選挙管理委員会 事務局長 保険医療課	住民組織との調整・情報収集
				被災者救助		生活必需品、食料等の管理、調達、配分及び配送に関する事 支援物資等の受入れ、集積管理及び配送に関する事 生業資金貸付、災害見舞金及び災害弔慰金に関する事
			調整	部内の統括及び連絡調整に関する事		
			議会と連携	議会との連絡調整に関する事		
避難所班 ○保護課長 人権施策課長 監査委員事務局長 こども家庭課長 保育幼稚園課長 「開設担当」 各割当部局 各施設管理者等			(開設担当) 各割当部局 各施設管理者等  (運営支援担当) 人権施策課 監査委員事務局長 保護課 こども家庭課 保育幼稚園課	避難所開設		避難所の開設及び設営に関する事 発災直後の避難所の運営支援に関する事
		避難所運営		避難所の状況把握及び連絡調整に関する事 避難者の収容に関する事 生活必需品、食料等の供給に関する事 避難所の運営支援に関する事 外国人の対応に関する事 ボランティアの活動支援に関する事 二次避難誘導に関する事		
		農業班 ○農業振興課長 農業委員会事務局長		農業振興課 農業委員会 事務局	農林業	農林業関係の被害調査等に関する事 ため池、井堰等の被害調査及び応急復旧に関する事 罹災農地、農道、ため池等の復旧に関する事
					災害融資	罹災農業者に対する融資に関する事
					調整	部内の統括及び連絡調整に関する事
		商工班 ○商工振興課長		商工振興課	商工業	商工関係の被害調査及び応急復旧に関する事
災害融資			罹災中小企業者に対する融資に関する事			
生活基盤部 ◎環境建設部長 クリーンセンター長		土木班 ○土木管理課長	土木管理課	土木建設	道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関する事 道路等の障害物除去に関する事 被災時における道路規制（警察所管を除く）に関する事 土木技術に関する事 建設協力団体との連絡に関する事	
	調整			部内の統括及び連絡調整に関する事		

部名称	班名称	所属課	区分	所掌事務						
	建物班 ○営繕課長 建設企画課長	営繕課 建設企画課 各課の係長以下 の建築職 (各部との調整による)	建物	被災建築物応急危険度判定（避難所及び公共施設を優先）に関する事。						
				応急危険度判定士の受入に関する事。						
				公共施設の被害調査及び応急復旧の支援に関する事。						
				倒壊家屋解体業務の支援に関する事。						
	都市計画班 ○都市計画課長 住宅課長	都市計画課 住宅課	都市施設	被災宅地危険度判定に関する事。						
				公園、街路樹等の被害調査及び応急復旧に関する事。						
				都市建設物の応急対策に関する事。						
				災害時の土地区画整理に関する事。						
				災害時の開発行為の指導に関する事。						
				建築確認の副申に関する事。						
				建設に関わる工事の指導に関する事。						
				住宅	災害資材の保管及び機械器具運用に関する事。 応急仮設住宅に関する事。 倒壊家屋解体業務に関する事。					
	廃棄物処理・清掃班 ○企画整備課長 美化推進課長	企画整備課 美化推進課	廃棄物処理	廃棄物の処理に関する事。 廃棄物の収集及び運搬に関する事。 廃棄物の仮置場の確保に関する事。 がれき及び残骸物の処理に関する事。						
下水道班 ○下水道課長				下水道課	下水	公共下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。				
						救援部 ◎福祉部長 保健部長	救護班 ○社会福祉課長 介護保険課長 地域包括ケア推進課長	社会福祉課 介護保険課 地域包括ケア推進課	社会福祉	避難行動要支援者に関する事。 要配慮者施設等との連絡調整に関する事。 日本赤十字社との連絡調整に関する事。
										避難所
	ボランティア調整	ボランティアセンターの開設運営に関する事。 部内の統括及び連絡調整に関する事。								
保健班 ○健康増進課長	健康増進課	保健衛生 救護	保健衛生指導に関する事。 メンタルケアに関する事。 救護所の開設及び運営に関する事。 医療関係団体との連絡調整に関する事。							
			防疫	感染症予防並びに対策に関する事。 消毒薬剤等の配分に関する事。						
				教育部 ◎教育委員会 事務局教育部長	施設管理班 ○教育総務課長 生涯学習課長 文化振興課長 スポーツ振興課長	教育総務課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課	避難所	教育施設の使用協力及び調整に関する事。 避難所班の支援に関する事。		
			炊出し					炊き出しによる給食調理員動員に関する事。		
所管施設対策	仮設校舎の整備に関する事。 文化財の被害調査及び調査に協力すること。									
調整	部内の統括及び連絡調整に関する事。									
学校教育班 ○学校教育課長 教育支援課長	学校教育課 教育支援課	児童・生徒 学校教育 避難所	被災児童及び生徒の把握及び措置に関する事。 応急教育の実施に関する事。 避難所の開設及び施設管理に関する事。							
			消防団部 ◎消防団長	大和高田市消防団	大和高田市消防団	災害活動	水防活動及び消防活動の支援に関する事。 被災者の救出、救護、避難誘導等の支援に関する事。 災害現場における応急作業の支援に関する事。			
							情報	被害情報の収集及び調査の支援に関する事。		
広報	広報活動の支援に関する事。									

※ ◎の部長等は、災害対策本部体制時の部等を代表し、他の部長等は補佐する。

○の課長等は災害対策本部体制時の班内の各課長等を代表する。

- (2) 各班は、本表の所掌事務によるほか、必要に応じ部内等他班の支援をするものとする。  
 本表で分掌されていない応急対策及び関係項目については、本部会議で協議、調整する。  
 各所属の長は、災害対策の長期化に応じて交代勤務等の処置を確実に実施する。

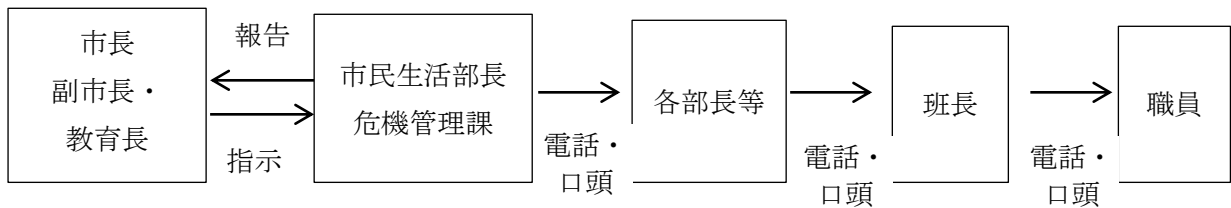
#### 第4 発災から初動までの行動

##### 1 動員体制の伝達と参集

###### (1) 平常勤務時の伝達と参集

- ア 気象警報、震度観測等の情報を受け、災害発生が予測される場合、前述の第3-1-(1)「各組織の設置基準」により、配備体制をとります。伝達要領は以下のとおり。

【平常勤務時の伝達系統図】



###### イ 平常勤務時の参集

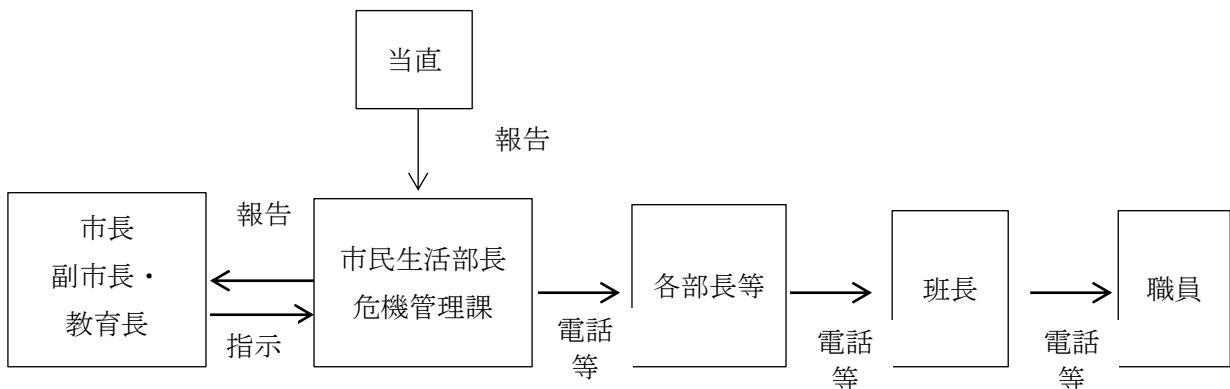
災害が発生し、本部長（災害対策本部は市長、災害警戒本部は副市長）が必要と認められた時は、各職員は、災害警戒本部時は、災害警戒本部運営班長（危機管理課長）、災害対策本部時は、所属する各班長の指示に従い、初動期の配備につくものとする。また、各班は、参集状況について、（本部）人事管理班に報告する。

###### (2) 休日または、退庁後の伝達と参集

###### ア 当直等による非常通報

当直は、災害対策本部設置基準に係る情報を入手した場合、直ちに情報所要員または、危機管理課長に報告する。情報所員が、災害警戒本部・災害対策本部基準に達する情報を入手した場合、副市長・市長に報告し、設置基準に応じた災害警戒本部・災害対策本部の各部長に連絡する。

【休日または、退庁後の伝達系統図】



## イ 休日又は退庁後の参集

市職員は、第3-1-(1)-イ「災害警戒本部、災害対策本部の設置基準」に基づき予備動員等の対象者は、非常呼出しを受けた、もしくは、自らの判断で、家族の安全確認後、速やかに定められた場所に参加しなければならない。また、各部・班は参集状況について統括調整班に通報する。

## 2 参集要領

### (1) 安全確保から。

大規模災害発生時は、まず、自己の安全を確保してください。また、家族、同僚等周囲の安全確保や火気、電気機器等の始末を確実に行ってください。次に、テレビ、ラジオ、スマホ等で災害の規模・状況を確認し、地震であれば余震、洪水であれば出水による災害の拡大等に備えて迅速に参集してください。

#### ア 勤務時間内（庁舎内で執務中の場合）の対応

- (ア) 自己の安全確保
- (イ) 来訪者、近傍の職員の安全確認、負傷者への対応
- (ウ) 施設・設備・器材等の被害状況の確認
- (エ) 上記の被害状況等の報告

#### イ 勤務時間内（庁舎外で執務中の場合）の対応

- (ア) 自己の安全確保
- (イ) 近くの住民、職員の安全確認、負傷者への対応
- (ウ) 火気等の始末
- (エ) 所属部課との通信の確保、被害状況の報告
- (オ) 参集
- (カ) 参集時には、所在周辺地域の被災状況を目視確認し（デジカメ・スマホカメラ活用）で、把握・整理し（参集後に詳細報告）

#### ウ 勤務時間外の対応

- (ア) 自己、家族、近隣住民等の安全確保、確認
- (イ) 負傷者への対応、避難誘導
- (ウ) 火気等の始末
- (エ) 所属部課との通信の確保、被害状況の報告
- (オ) 災害情報の収集
- (カ) 参集
- (キ) 参集時には、所在周辺地域の被災状況を目視確認し（デジカメ・スマホカメラ活用）で、把握・整理し（参集後に詳細報告）

(2) 参集場所

災害対策本部、災害警戒本部の設置場所

市役所庁舎3階庁議室、予備本部（市民交流センター）

(3) 参集時の着意事項（携行品チェックリスト）

ア 服装

- 作業服
- 運動靴（あれば安全靴）
- ヘルメット、帽子
- 軍手・手袋
- 雨具、防寒着等（必要に応じ）

イ 携行品

※ 参集後、帰宅できない場合を想定し、必要最小限の携行品を各個に携行する必要があります。

- 身分証明書
- 筆記用具
- 懐中電灯
- スマホ
- 雨具、寒冷期は防寒着
- タオル
- 飲料水
- 保存食

【必要に応じ追加携行品】（各自追記）

- 着替え、下着
- 洗面具
- 
- 
- 
- 

ウ 参集方法

交通手段は、公共交通機関を基準として参集し、公共交通機関途絶時は、徒歩、自転車、バイクによる。

### 3 緊急初動体制の確立

勤務時間外に突発的な大規模災害が発生したとき（震度5弱以上の地震発生時等）には、道路網の寸断や交通の混乱、職員自らの被災等により、職員の参集に遅れが生じることも予想される。このような場合にあっては、本部機能を確保するため、市は、次のような体制をとるものとする。

(1) 緊急初動班

大規模災害発生直後においては、所属の如何に関わらず、参集した職員により、緊急初動班を

編成する。緊急初動班の班長（責任者）及び活動内容については、次のとおりとする。

緊急初動班長 （責任者）	緊急初動班長は、次の職員をもってあてることとし、緊急初動班の活動についての統括を行う。 第1順位 → 第2順位 → 第3順位 市民生活部長 危機管理室(課)長 その他、参集職員で職位が上位にある者
庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各担当の統括・調整</li> <li>・各情報・報告のとりまとめ</li> <li>・県との連絡調整</li> <li>・応援の要請</li> <li>・災害対策本部機能の確保</li> </ul>
情報担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町総代連合会との連絡調整</li> <li>・防災関係機関との連絡調整</li> <li>・公共的機関からの情報収集</li> </ul>
広報担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への広報活動</li> <li>・自治会等への情報伝達</li> <li>・報道機関との連絡調整</li> </ul>
対策担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助活動の準備</li> <li>・指定避難所の開設準備</li> <li>・物資・資機材等の確保</li> <li>・医療機関との連絡調整</li> </ul>

(2) 災害対策本部組織への移行

本部長（市長）は、初動期の混乱が落ち着き、職員の参集により、本部の要員がある程度確保された段階で、緊急初動班から災害対策本部組織への移行を指示する（大規模地震の場合は発災後、速やかに行います）。この場合、緊急初動要員は、それぞれの災害対策本部における所属部・班の指揮下で災害対策活動に従事するものとする。

(3) 参集者が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部班の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員による指示を受けて、必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

地震情報・被害状況の収集、把握	県、高田警察署、高田消防署等、警察・消防機関、自衛隊との連絡
災害対策本部等の設置	ア 本部の設置と関係機関への周知 イ 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、ビブス、車両、パソコン等）の準備 ウ 本部会議に関する準備、連絡 エ 応援要請の検討、決定
広報活動	ア 町総代会、自治会（自主防災組織）との連絡 イ 広報車等による住民への呼びかけ
防災資器材の確保	ア 防災倉庫の被害状況の把握 イ 被害に応じた資器材の調達手配
指定避難所等の設置	ア 住民の避難状況の確認 イ 指定避難所（福祉避難エリア含む）の開設 ウ 救護所の設置と医療救護班の派遣要請
食料、生活必需物資の調達	ア 関係団体、業者への調達手配 イ 他市町村、県への応援要請
水道・トイレ対策	ア 下水道の被害状況調査、上水道の状況を水道企業団に確認・調整 イ ライフライン施設の被害状況確認 ウ 被災者への給水（市が給水を実施するため水道企業団に協力を依頼） エ 仮設トイレの確保、設置（大和清掃等に防災協定により依頼） オ トイレ凝固剤の確保（COOP、コメリ、ジョイントックス（代理店 久保清文堂））に調達依頼

## 第5 緊急連絡先一覧

### 【主要関係機関連絡先】

機関名	電 話	備 考
奈良県総務部知事公室防災統括室	0742-27-1001	防災統括代表7006
奈良県総務部知事公室消防救急課	0742-22-1001	防災ヘリコプター 緊急消防援助隊
高田土木事務所	0745-52-6144	
奈良県警察本部	0742-23-0110	
高田警察署	0745-23-0110	
高田消防署	0745-25-0119	
陸上自衛隊第4施設団（団本部3科）	0774-44-0001	内線 723
陸上自衛隊第7施設群（群本部第3科）	0774-44-0001	内線 436, 438
航空自衛隊幹部候補生学校（総務課）	0742-33-3951	
自衛隊奈良地方協力本部（総務課）	0742-23-7001 7002	
奈良地方気象台	0742-22-2555	
近畿地方整備局大和川河川事務所	072-971-1381	
大和ガス	0745-22-6221	
関西電力送配電奈良本部	0742-27-1275	
近鉄大和高田駅	0745-52-2414	
JR 西日本 高田駅	0745-23-0382 0570-00-2486	
大和高田市役所	0745-22-1101	
奈良県広域水道企業団大和高田事務所	0745-52-1367 0745-52-3901 (工務課)	

## 第6 災害対策本部（対策本部：国民保護）の情報共有

クロノロジー（Chronology：時系列記録）をホワイトボードで

各部毎記録実施します。（パソコンでスクリーン投影による常時表示でも可）

ホワイトボード		クロノロジー			
日時	発	受	内容	処置	
2日					
13:00	和歌山沖震度7地震発生		震源地和歌山県沖 Mw9.0 東南海・南海地震の可能性大 奈良県全域	○	
	奈良県震度6強 政府官邸対策室設置				
13:00	災害対策本部	全庁	災害対策本部設置	○	
13:03	統括調	避難所班	避難所開設作業開始	○	
13:10	施設管理班	統括調	○△体育館天井破損、けが人1名	○	
13:20	県防災統括室	統括調	被害情報即報依頼	×	

作成要領

- 1 ホワイトボードに直接書かず、オーバーレイに記入する。
- 2 時間、発信者、受者、内容の順で記入。（各部事務所掌に関連する事項を記入）
- 3 行が増えて書けなくなったら、新しいオーバーレイを下部に繋げて、オーバーレイを上にもずらして書き込みを継続する。過去の記述は消さない。

筆記およびパソコンで実施する場合においても

「日時」、「発」、「受」、「内容」、※「処置」を必ず区分表記し、周囲にわかるよう記載すること。

※「処置」欄について、下記区分で明示する。

- (1) 統括調整班のみ
  - ：①情報を受けた、処置事項無し、②各部局に指示・通知を行った。
  - ③処理完了
  - ×：①情報・指示を受けた、各部局にまだ指示をしていない。②処理中
- (2) 各部局
  - ：①情報・指示を受けた、処置事項無し、②処理完了
  - ×：①情報・指示を受けた、未処理、②処理中
- (3) 多くの事象がまず「×」から始まり、処理等の後に「○」となる。

4 クロノロジーは逐次パソコンに入力しデータ保存します。

当初からパソコンに入力せず、手書きを実施するのは、部内、他部課及び他機関員にも情報共有を容易にするため。過去の記述、処置を容易に確認できるように明示するようにします。

各職員は他部のクロノロジーも積極的に確認し、情報共有してください。

※ 当初からパソコン入力・プロジェクター投影の場合は他職員が閲覧することに協力してください。